

## 安高建管公示第2号

甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため参加者を募集する。

平成30年1月19日

安芸高田市市長 浜田 一義

### 1 業務の概要

- (1) 工事名 甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事
- (2) 工事内容 本工事は、甲田地区水辺の楽校に東屋及び屋外時計を設置する工事を委託するもので、内容の詳細は「甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事公募型プロポーザル説明書」及び「甲田地区水辺の楽校における東屋及び屋外時計設置工事基本仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年3月30日（金）まで  
（安芸高田市議会の議決をもって、工期末を平成30年5月18日（金）に変更を予定している）
- (4) 業務規模 業務の予算上限額は以下のとおりとする。  
5,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 2 参加資格及び評価基準

- (1) 参加表明書兼技術提案書の提出者に要求される資格  
参加を申し込む者は、参加申込日において次の要件すべてに該当すること。
  - ① 平成29・30年度安芸高田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載の者で、建築一式工事を認定されている者
  - ② 安芸高田市内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所を有している者。
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
  - ④ 参加意向申出書及び技術提案書の提出の日から契約締結の日までの間において、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと。
- (2) 技術提案書を特定するための評価基準
  - ① 概算費用
  - ② 特定テーマに対する技術提案  
特定テーマ 「安芸高田市甲田地区水辺の楽校プロジェクト構想」を理解し、子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすい設備となるよう考慮した上で、将来の維持管理費の節減と管理しやすさを評価する。

### 3 手続等

#### (1) 担当部署

〒731 - 0592 安芸高田市吉田町吉田 791

安芸高田市建設部 管理課 建設管理係

電話 0826 - 47 - 1201 FAX0826 - 47 - 1206

電子メール [kanri@city.akitakata.jp](mailto:kanri@city.akitakata.jp)

#### (2) 説明書の入手方法等

① 入手期間 平成 30 年 1 月 19 日（金）から平成 30 年 2 月 13 日（火）

② 入手方法 安芸高田市ホームページからダウンロードする。

#### (3) 参加表明書兼技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成 30 年 2 月 13 日（火）

② 提出場所 (1) に同じ

③ 提出方法 持参による。提出物は封筒に入れ封印すること。

### 4 その他

関連情報を入手するための窓口 上記 3 (1) に同じ。